



三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日:2026年6月5日

# ドナルド・スミス グローバル・ディープバリュー戦略 株式ファンド



追加型投信／内外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**株式会社SMBC信託銀行**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

## 委託会社の概要

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 委託会社名                  | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社     |
| 設立年月日                  | 1985年7月15日               |
| 資本金                    | 20億円(2026年3月31日現在)       |
| 運用する投資信託財産の<br>合計純資産総額 | 16兆7,835億円(2026年3月31日現在) |

## 商品分類・属性区分

| 商品分類    |        |                   |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
| 追加型     | 内外     | 株式                |

| 属性区分                         |      |                  |               |       |
|------------------------------|------|------------------|---------------|-------|
| 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般)) | 年1回  | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリー<br>ファンド | なし    |

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年8月12日に関東財務局長に提出しており、2025年8月28日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的



ドナルド・スミス グローバル・ディープバリュー株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、実質的に世界の取引所に上場している株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

## ファンドの特色



**1** 主として世界の取引所に上場している株式\*のうち、企業の本源的価値に比べて極めて割安で投資魅力が高いと判断される企業の株式に投資します。

- 割安度を見極める際には、「株価有形純資産倍率」に着目します。
- 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

\*不動産投資信託(REIT)、預託証書(DR)等に投資する場合があります。

**2** バリュース株式運用に精通したドナルド・スミス・アンド・カンパニーが実質的な運用を行います。

- マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を、ドナルド・スミス・アンド・カンパニーに委託します。

**3** 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

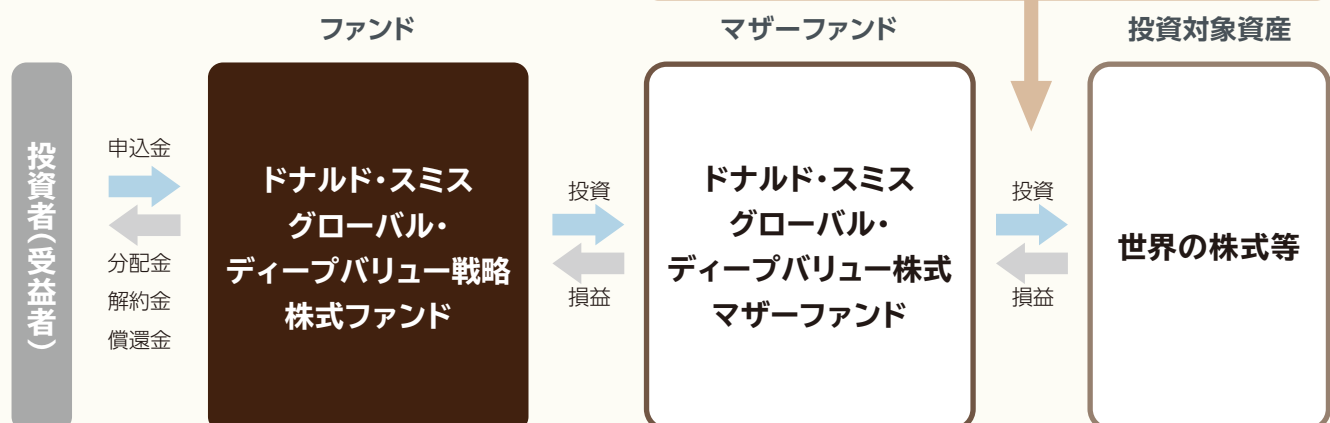
- 基準価額は為替変動の影響を受けます。

※一部の国・地域によっては口座開設に時間を要するため、一定期間は現物株への投資ができない場合があります。  
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

ドナルド・スミス・アンド・カンパニーに、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託します。

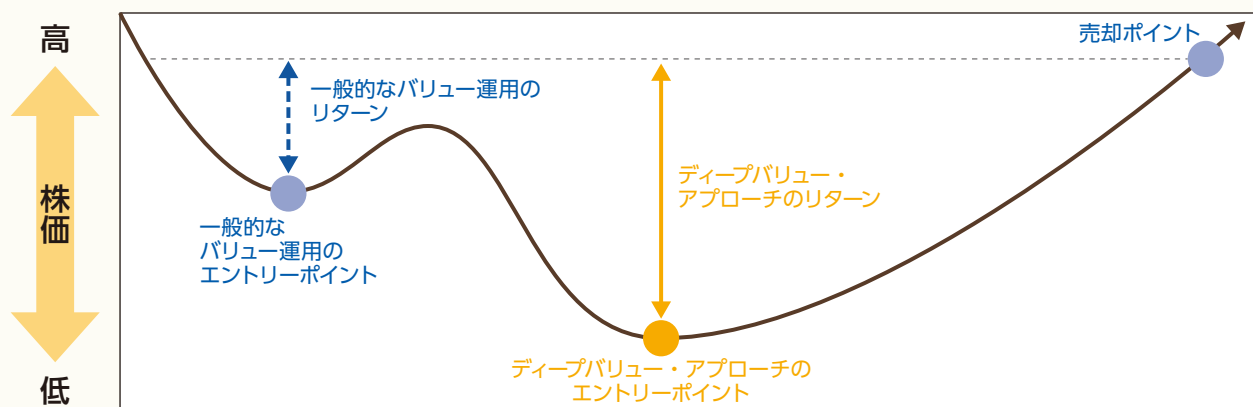


## ドナルド・スミス・アンド・カンパニーの運用戦略「ディープバリュー・アプローチ」について

### ▶ ディープバリュー・アプローチの特徴

- 「株価有形純資産倍率」が下位10%の銘柄を投資対象とするため、投資開始株価（エントリーポイント）は、一般的なバリュー運用と比較してより割安な水準となることが期待されます。

#### 〔 ディープバリュー・アプローチのリターンのイメージ 〕



※上図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

### ▶ 「株価有形純資産倍率」の活用

- 当戦略は割安度の見極めに、株価純資産倍率 (PBR) 等の一般的な指標ではなく、純資産から無形資産を除いて算出した「株価有形純資産倍率」を活用します。
- 「株価有形純資産倍率」を用いることにより、「実物が存在する資産」に対して割安な銘柄を選別し、最も割安な下位10%の銘柄を投資対象とします。

#### 〔 有形純資産とは 〕



#### 〔 株価有形純資産倍率とは 〕

ディープバリュー・アプローチで  
活用する指標

$$\text{株価有形純資産倍率} = \frac{\text{株価}}{\text{一株当たり有形純資産}}$$

(ご参考) 割安度を測る一般的な指標

$$\text{株価純資産倍率 (PBR)} = \frac{\text{株価}}{\text{一株当たり純資産 (有形純資産 + 無形純資産)}}$$

\*企業の合併・買収の際、買収された企業の時価評価純資産と買収価額の差額をいいます。買収価額が時価評価純資産より高いときは、買収された企業が持つブランド・ノウハウ・信用力・人材等の価値を表します。

※有形純資産をみるうえで、負債はすべて有形資産にかかるものとし、無形資産=無形純資産となる場合を想定しています。

※上図はイメージです。

(出所) ドナルド・スミス・アンド・カンパニーの情報等を基に委託会社作成

## マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

### [ ドナルド・スミス・アンド・カンパニーの概要 ]

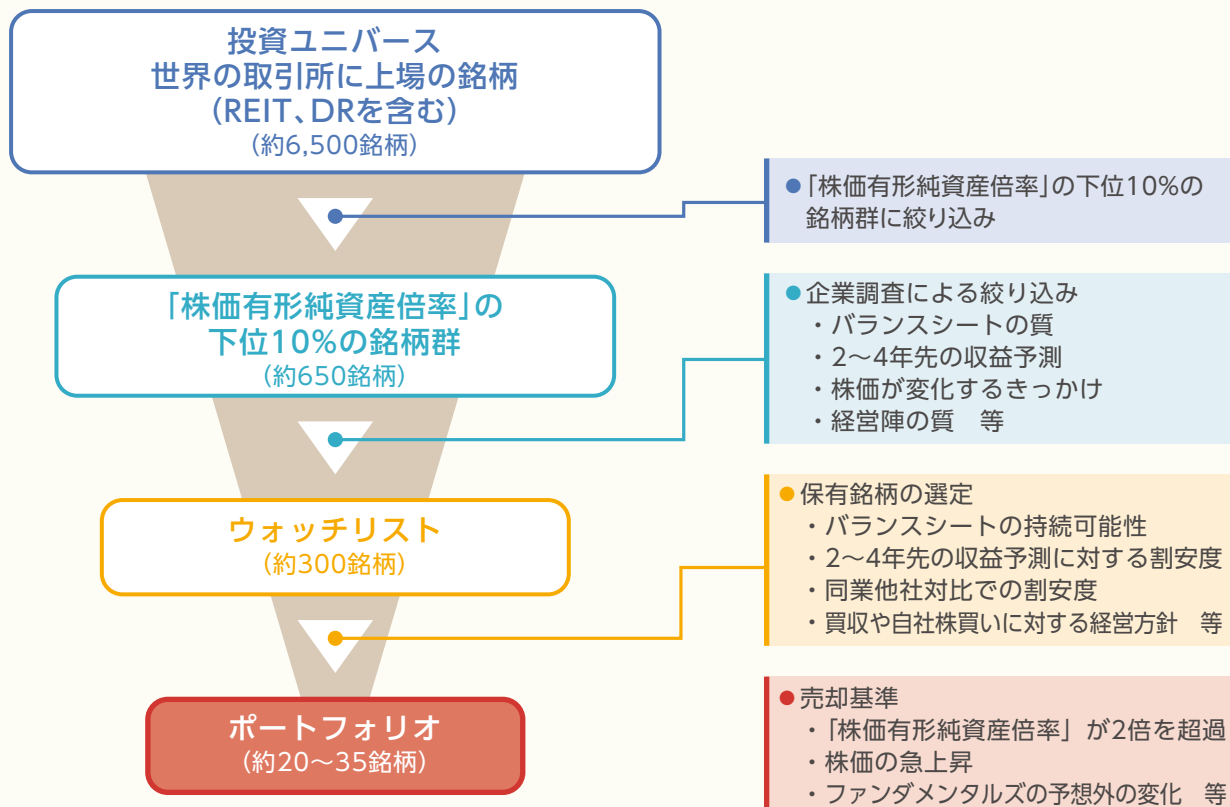
|         |                                                                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 社 概 要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ドナルド・スミス・アンド・カンパニーは、1980年にドナルド・G・スミスによって創業された、バリュー株式運用を専門とする独立系運用会社です。</li> <li>●顧客は機関投資家が中心で、長期的に良好な関係を構築しています。</li> </ul> |
| 拠 点     | 米国ニューヨーク                                                                                                                                                            |
| 従 業 員 数 | 11名(うち運用プロフェッショナル6名)                                                                                                                                                |
| 運用資産残高  | 約9,300億円(約58.3億米ドル)                                                                                                                                                 |

(注) 2026年3月末現在、運用資産残高は1米ドル=158.95円で円換算

### [ 運用プロセス ]

- マザーファンドの実質的な運用は、ドナルド・スミス・アンド・カンパニーが行います。
- ドナルド・スミス・アンド・カンパニー投資チーム(ファンドマネージャー2名\*を含む6名\*、ファンドマネージャーの平均運用経験35年\*)が担当します。

\*2026年3月末現在



※上記の運用プロセスは2026年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ドナルド・スミス・アンド・カンパニー、Bloombergの情報を基に委託会社作成

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## 分配方針

- 年1回(原則として毎年8月28日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。  
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 基準価額の変動要因



- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



### 価格変動リスク

#### 株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



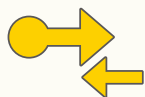
#### 為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



#### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

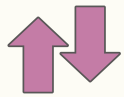
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



#### 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

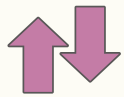
## その他の留意点



### ファンド固有の留意点

#### 特定銘柄への集中投資に関する留意点

ファンドは、厳選された銘柄に集中して投資するため、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、特定の業種や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、世界の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なることがあります。



### 投資信託に関する留意点

■当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## リスクの管理体制



■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

■コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

## (参考情報)投資リスクの定量的比較

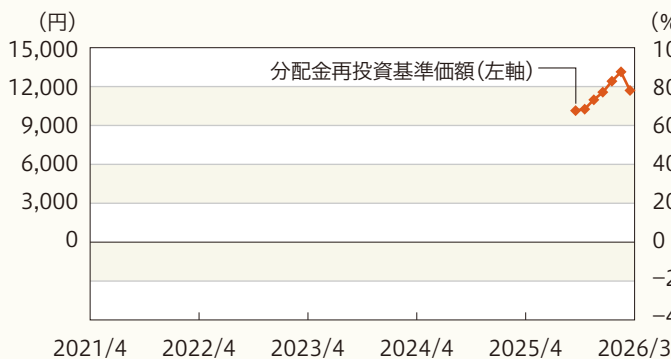


### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

**年間騰落率:**  
該当事項はありません

**分配金再投資基準価額:**  
2025年9月～2026年3月



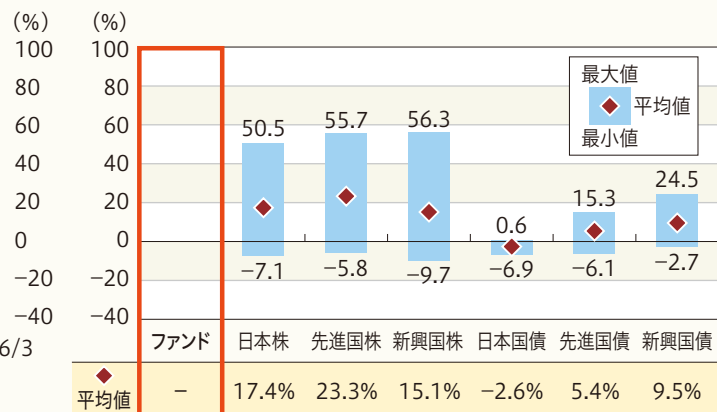
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

**ファンド:**  
該当事項はありません

**他の資産クラス:**  
2021年4月～2026年3月



※ファンド設定から1年未満のため、ファンドの騰落率はありません。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

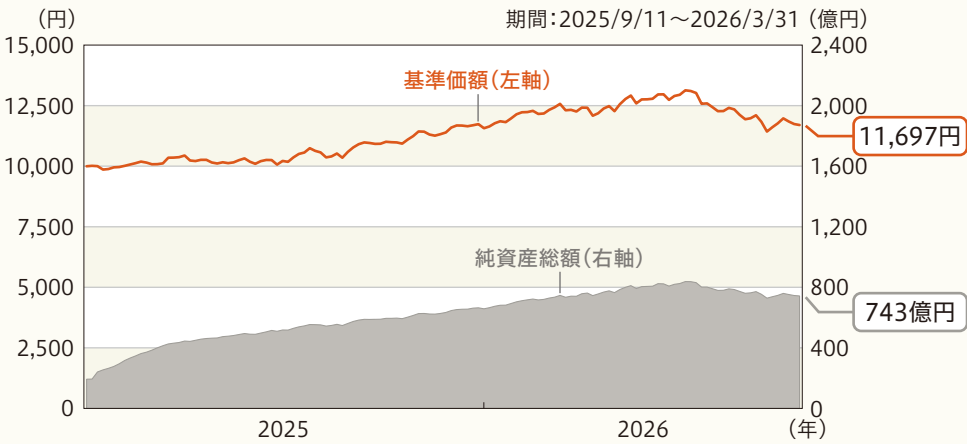
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株  | <b>配当込みTOPIX (TOPIX (東証株価指数、配当込み))</b> 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。 |
| 先進国株 | <b>MSCIコクサイ・インデックス (グロス配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                                                                                                                             |
| 新興国株 | <b>MSCIエマージング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                                                                                                                               |
| 日本国債 | <b>NOMURA-BPI (国債)</b> 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。                                                                                        |
| 先進国債 | <b>FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)</b> FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。     |
| 新興国債 | <b>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)</b> J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。                                                                                                                         |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。  
※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

該当事項はありません。

主要な資産の状況

■ドナルド・スミス グローバル・ディープバリュー戦略株式ファンド

資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域 | 比率(%)  |
|---------------------|------|--------|
| 親投資信託受益証券           | 日本   | 99.19  |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |      | 0.81   |
| 合計(純資産総額)           |      | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類        | 銘柄名                              | 比率(%) |
|------|-----------|----------------------------------|-------|
| 日本   | 親投資信託受益証券 | ドナルド・スミス グローバル・ディープバリュー株式マザーファンド | 99.19 |

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。  
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日:2026年3月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■ドナルド・スミス グローバル・ディープバリュー株式マザーファンド

## 資産別構成

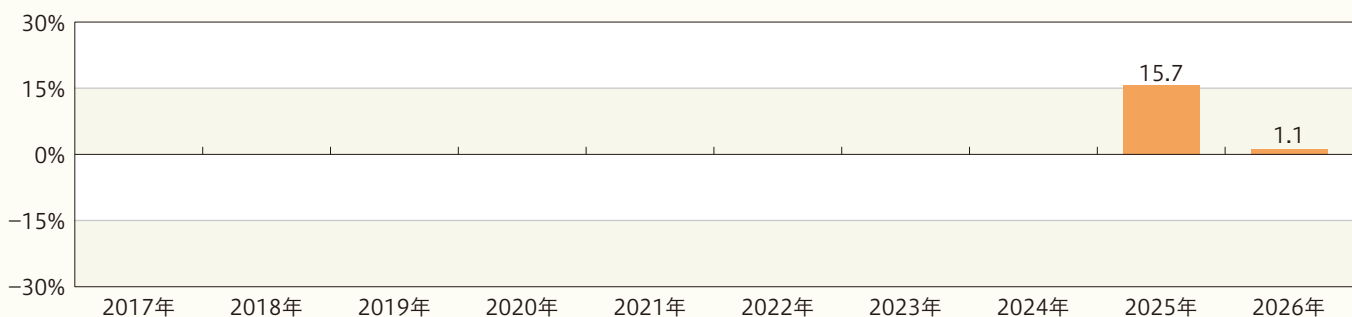
| 資産の種類               | 国・地域  | 比率(%)  |
|---------------------|-------|--------|
| 株式                  | アメリカ  | 26.65  |
|                     | カナダ   | 20.83  |
|                     | 日本    | 19.12  |
|                     | バミューダ | 7.71   |
|                     | オランダ  | 7.21   |
|                     | イギリス  | 3.89   |
|                     | その他   | 7.42   |
| 投資証券                | アメリカ  | 2.93   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |       | 4.24   |
| 合計(純資産総額)           |       | 100.00 |

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名                         | 業種         | 比率(%) |
|------|----|-----------------------------|------------|-------|
| オランダ | 株式 | AERCAP HOLDINGS NV          | 資本財        | 7.21  |
| カナダ  | 株式 | CENTERRA GOLD INC           | 素材         | 6.05  |
| カナダ  | 株式 | IAMGOLD CORP                | 素材         | 4.91  |
| 日本   | 株式 | 野村ホールディングス                  | 証券、商品先物取引業 | 3.94  |
| カナダ  | 株式 | MARTINREA INTERNATIONAL INC | 自動車・自動車部品  | 3.88  |
| カナダ  | 株式 | ELDORADO GOLD CORP          | 素材         | 3.79  |
| イギリス | 株式 | OSB GROUP PLC               | 金融サービス     | 3.54  |
| アメリカ | 株式 | GENERAL MOTORS CO           | 自動車・自動車部品  | 3.41  |
| アメリカ | 株式 | COREBRIDGE FINANCIAL INC    | 金融サービス     | 3.37  |
| アメリカ | 株式 | M/I HOMES INC               | 耐久消費財・アパレル | 3.34  |

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ

### 購入時

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 購 入 単 位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。  |
| 購 入 価 額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額      |
| 購 入 代 金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。 |

### 換金時

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 換 金 単 位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。              |
| 換 金 価 額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                  |
| 換 金 代 金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。 |

### 申込関連

|                       |                                                                                                               |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 締 切 時 間           | 原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。 |
| 購 入 の 申 込 期 間         | 2025年9月11日から2026年11月25日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                          |
| 申 込 不 可 日             | 以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。<br>● ニューヨークの取引所の休業日<br>● ニューヨークの銀行の休業日                                    |
| 換 金 制 限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。                                                                     |
| 購入・換金申込受付<br>の中止及び取消し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。                          |

### 決算日・収益分配

|         |                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決 算 日   | 毎年8月28日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                             |
| 収 益 分 配 | <p>年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)</p> <p>分配金受取りコース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。</p> <p>分配金自動再投資コース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。</p> <p>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。</p> |

## お申込みメモ



### その他

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信 託 期 間             | 無期限(2025年9月11日設定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 繰 上 償 還             | <p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>● 残存口数が30億口を下回るようになったとき</li> <li>● その他やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>                                                                                                                                                          |
| 信託金の限度額             | 5,000億円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 公 告                 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。                                                                                                                                                                                                                               |
| 運 用 報 告 書           | 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 基 準 価 額 の 法 照 会 方 法 | ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「Gディープ」として掲載されます。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 課 税 関 係             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</li> <li>● 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</li> <li>● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul> <p>※上記は、2026年3月末現在のものであります。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p> |

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

##### 購入時・換金時

|         |                                                                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>3.3% (税抜き3.0%) を上限</b> として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                                                                 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### 保有時

| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に<b>年1.848% (税抜き1.68%)</b>の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>&lt;運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)&gt;</p> <table><tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年0.95%</td><td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.70%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.03%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。<br/>※委託会社の報酬にはドナルド・スミス グローバル・ディープバリュース株式マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬(年0.65%)が含まれております。</p> | 支払先                                             | 料率 | 役務の内容 | 委託会社 | 年0.95% | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 | 販売会社 | 年0.70% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 受託会社 | 年0.03% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----|-------|------|--------|-------------------------------------------------|------|--------|-------------------------------------------|------|--------|----------------------------------|
| 支払先              | 料率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 役務の内容                                           |    |       |      |        |                                                 |      |        |                                           |      |        |                                  |
| 委託会社             | 年0.95%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 |    |       |      |        |                                                 |      |        |                                           |      |        |                                  |
| 販売会社             | 年0.70%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価       |    |       |      |        |                                                 |      |        |                                           |      |        |                                  |
| 受託会社             | 年0.03%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価                |    |       |      |        |                                                 |      |        |                                           |      |        |                                  |
| その他の費用・手数料       | <p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用</li><li>● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料</li><li>● 資産を外国で保管する場合の費用 等</li></ul> <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                 |    |       |      |        |                                                 |      |        |                                           |      |        |                                  |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金



■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。  
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 分配時          |                                              |
|--------------|----------------------------------------------|
| 所得税及び地方税     | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時及び償還時 |                                              |
| 所得税及び地方税     | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。  
※法人の場合は上記とは異なります。  
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。  
※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合  
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2026年3月末現在のものです。



三井住友DSアセットマネジメント